

# 官報號外

明治四十年三月二十四日 日曜日

印 刷 局

## ○第一回衆議院議事速記録第二十號

明治四十年三月二十四日 日曜日

明治四十年三月二十三日(土曜日)午後一時九分開議

議事日程 第十九號 明治四十年三月二十三日

午後一時開議

第一 租稅其他ノ收入徵收處分囑託ニ關スル

第一 読會ノ續(委員長 報告)

第二 法律案(政府提出) 組監府及關東都督府等在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提出)

第一 読會ノ續(委員長 報告)

第三 看守及女監取締ノ退隱料及遺族扶助料

第一 読會ノ續(委員長 報告)

第四 韓國ニ在勤スル居留民團立在外指定學校職員ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提出)

第一 読會ノ續(委員長 報告)

第五 米國セーム・スタウンニ博覽會出品國庫補助ニ關スル建議案(村松愛藏外)

(委員長報告)

第六 鑛業獎勵ニ關スル建議案(宮吉皆三郎)

第一 読會ノ續(委員長 報告)

第七 ホテル開設ニ關スル建議案(淺羽端外)

第一 読會ノ續(委員長 報告)

○議長(杉田定一君) 諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀) 一貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

森林法改正法律案  
一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

高等學校ヲ四國ニ設置スルノ建議案

提出者

田中定

吉君

久保彦太郎君

中西孫太郎君

松家德

二君

長谷部倉

藏君

山村豊次郎君

川眞田徳三郎君

岩本晴

之君

橋本久太郎君

玄君

一早速整爾君ヨリ稅制整理ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタル

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)  
稅制整理ニ關スル質問主意書  
右成規(據り提出候也)

明治四十年三月二十三日

提出者 早速 整爾

贊成者 花井 卓藏

外三十四名

税制整理ニ關スル質問主意書

一 政府ハ前期議會ニ於テ税制ノ整理ヲ行フヘキコトヲ公約シタリ 政府ハ果シテ此

公約ヲ履行スルノ誠意アル乎

二 税制ノ整理ニ關シテ政府ハ果シテ根本的革新ノ主義ヲ採ル乎敢テ政府ノ方針

ヲ問フ

三 税制整理ハ二年以内ニ之ヲ行フヘシトハ政府ノ言明セシ所ナリ 政府ハ果シテ次

キニ議會ニ於テ税制改正ニ關スル法律案ヲ提出スルノ見込ナリヤ

ハ國民ニ對シテ其審査ノ結果ヲ公表スルノ意ナキ乎

四 大藏大臣ハ又豫算委員會ニ於テ更ニ税制整理ニ關スル調査會ヲ設置スルノ

意アルコトヲ示シタリ該調査會ハ果シテ如何ナル組織ノ下ニ之ヲ設置セントスル乎

右及質問候也

○議長(杉田定一君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

○荒川五郎君 公共團體課稅ノ制限ニ關スル法律案委員會ハ未ダ結了ニ至リマセ

ヌガ、今日ハ審査期限デアリマスカラ、是カラ直ニニ委員會ヲ開キタイト思ヒマス、御許ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 公共團體課稅ノ制限ニ關スル法律案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトノ請求ガアリマス、許シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 請願第六分科會ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスカラ、退席ヲ願ロマス

○福井三郎君 請願第六分科會ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスカラ、是カラ御許ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 請願第六分科會ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスカラ、是カラ御許ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

○松浦五兵衛君 是ヨリ請願第二分科會ノ委員會ヲ開キタイト云フ 請求ガアリマス、御

願ヒマス

○議長(杉田定一君) 請願第二分科會ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスカラ、是カラ御許ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 請願第二分科會ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスカラ、是カラ御許ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 決算委員會ヲ開キタイト云フ 請求ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

○古賀庸藏君 請願第三分科會ヲ開キタイト思ヒマス、御許ヲ請ヒマス

○議長(杉田定一君) 請願第三分科會ヲ開キタイト云フ 請求ガアリマス、許シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議がナイト認めた  
〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議がナイト認メマス、明治二十八年度豫備金支出承諾ヲ求ムル件ノ委員會ヲ開キタイト云フ請求ガ大津淳一郎君ヨリアリマス、許シテ御異議

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（杉田定一君） 御異議ガナイト認メマス——早速整爾君

早速整爾君登壇

○早速整爾君 諸君、私ハ税制整理ニ關スル質問書ヲ提出致シテ置キマシタカラ、其理由ヲ陳述致シタイト考ヘマスガ、會期切迫ノ今日デゴザイマスカラ、極メテ簡単ニ申シマス、此税制ヲ整理スルコトノ必要アルト云フコトハ、今更私共が多言ラニ費スマデモナク、政府ニ於キマシテモ前期ノ議會ニ於キマシテ此税制ノ整理ヲ實行スルコトヲ約言ヲセラレテゴザイマスカラ、此整理ヲシカケレバナラスト云フコトハ、私ハ此席申上ゲヤウトハ考ヘナインデゴザイマスガ、政府が前期ノ議會ニ於キマシテ此税制整理ヲ履行スルコトヲ公約セラレナガラ、私ハ政府ニ於テ果シテ此税制整理ヲ斷行スルコロノ誠意ガアルヤ否ヤト云フコトヲ疑ノデゴザイマス、ソレハ豫算委員會竝ニ其他ノ特別委員會ナドニ於ケル大藏大臣其他政府委員ノ辯明ヲセラレタトコロヲ聽キマスノニ、昨年ノ議會ニ於テハ税制整理ト云フコトヲ公約シタケレドモ、實際ニ於テ此税制整理ヲ實行スルコトハ甚ダ困難アルト云フガ如キ意味ヲ陳述致サレ居ル、例ヘバ豫算委員會ニ於ケル阪谷大藏大臣ノ演説中ニ、戰後數年ノ間ハ成ルベク此財政上ノ急激ナル變動ヲ避ケネバナラヌカラ、税制改革ノ如キモ成ルベク非常ナル變革ノナイヤウニ努メナケレバナラスト云フコトヲ述ヘラレテ、其一例トシテ穢物消費税ノ如キデモ今之ヲ廢スルト云フコトハ宜ニシテモ、之ヲ廢スルト云フトキニハ經濟上ニ非常ノ變動ヲ起スヲ免レナイカラ、餘程慎重ニ考ヘタ上DNAケレバ此税制ノ改正ヲ行フト云フコトハ困難アルト云フコトノ意味ヲ述ベラレテ居ルシ、又鹽專賣法ニ對シテ政府ノ意見ヲ尋ネマシタ際ノ如キ、政府カラシテ絕對ニ此鹽專賣制度ヲ廢止スルコトハ出來ナイ、鹽專賣制度ト云フモノハ最モ必要アルガ如キ議論モ主張セラレテ居ルノデゴザイマス、其意味ノ中ニ私共ガ考ヘテ見マスルト云フト、税制整理ヲ行フト云フコトハ、口ニハ之ヲ唱ヘラル、ケレドモ、其精神ニ於テ昨年ノ公約ノ如ク二年以内ニ審査ヲ遂ゲテ、之ヲ實行スルト云フ本當ノ精神ト云フモノハ無イヤウニ認ムラレルノデゴザイマス、大藏大臣ハ税制ノ整理ヲ以テ戰後經營ノ一大要義ナリト唱ヘラレ、免ニ角稅制ノ整理ヲ實行シナケレバナラスト云フコトヲ曾勿明言セラレタルニ拘ラズ、唯今申述ヘマレタ如ク近時豫算委員會其他ニ於テ説明セラル、トヨロニ依リマスレバ、如何ニモ税制整理ト云フコトハ困難アルヤ、容易ニ之ヲ實行スルコトハ出來ナイト云フ風ノ半面ノ意味ヲ示サレテ居ルノデアリマス此故ニ私ハ第一ニ政府ニ向シテ質問ヲ致シタ伊、ソレハ昨年ノ議會ニ於テ税制整理ヲ断行スルコトハ公約セラタノデアルガ、政府ハ果シテ此公約ヲ履行スルトコロノ誠意アルヤ、誠心アリヤト云フコトヲ第一ニ質問致シタインデアリマス、ソレカラ次ニハ此税制整理ヲ行フト致シマシタコロニテ、税制整理ニ關スル政府ノ方針が如何アルト云フコトヲ承ハリタク、申スマデモナク我日本ノ税制ヲ度ハ實ニ系統モナク不統一デアリマシテ、紛糾錯雜、或ル論者ノ言ヘル如ク實ニ煩苛ナル税制ヲ度ノ下ニ立テ居ル之ガタメニ國民ノ苦痛ト云フモノハ非常デゴザイマス、税金ノ高が多イ少ナインデハナイ、租稅ノ制度ト云フモノが非常ニ煩雜アルガタメニ、國民ノ苦痛ト云フモノガ實ニ甚シイノデゴザイマスカラ、即チ此税制整理ト云フ問題題ノ起ツタ所以デゴザイマスガ、大藏大臣ハ此税制整理ヲ行フニ當ツテ果シテ如何ナル主

義ヲ採ル、か、根本的ニ之ヲ改革シテ、即チ所謂根本的革新ノ主義ノ下ニ此税制整理ヲ斷行スルト云フ。御方針デアルカ、或ハ又根本的ノ革新ト云フコトニアラズシテ、制度ノ上ニ付イテ、唯多少ノ變更ナスト云フニ止マルが如キ整理ノ御方針デアルカ、國民ノ希望ヲ申シマスレバ、此税制整理ト云フロトが精モ形式的ノ改革ニ止マレト云フ。

ニナリマスルヤウニ努メマス、併ナガラ前議會アモ申述ベマシタ如ク、歳入ノ減少ヲ來タス如キ改正ハ到底ムヅカシイ、即チ今日ノ日本ノ財政ノ狀況ニ於テ收入ヲ減ズルト云フ意味ノ改正ハ、是ハムヅカシイト云フコトヲ申シテ置キマンクが今日モ尙其事

程第一、第三、第四ハ同一ノ委員ニ付託セラレタルニ依リ、合セテ委員長ヨリ報告ヲサレマス、委員長佐々木正藏君

(佐々木正藏君登壇)

ハ繰返シテ置キマス、ソレカラ政府ニ唯今出來テ居リマスル調査ノ結果ヲ公表スルヤ否ヤト云フ御尋デゴザイマシタが、是ハマダ當分ノ公表致シマセヌ者アモザイマス、如何トナレバ政府ノ未ダ意志ノ決定致シマセヌモノガ、世間ニ出マシテモ唯徒ニ迷フ惹起スノミ得益ガアルマイト考ヘマス、是ハ尙十分ニ熟慮シマシテ略、政府ノ意志ノ極リマシタ以上ニアラザレバ公表致シマセヌ積リテゴザイマス、ソレカラシテ私ガ尙モウ一過調査會ニ附スルト云フヤウナ意味ヲ豫算委員會ニ言ツタト云フ御尋デゴザイマシタが、是ハ如何ナル組織ニスルカト云フマヂハ考ヘテ居リマセス、唯々今出來テ居ル調査會ハ單ニ大藏省部内ノ高等官ヲ集メマシテ、組織シタ委員會ニ調デアルカラ今少シク範圍ヲ擴メテ意見ヲ徵シテ見タク、而シテ政府ノ意思ヲ決定シタトイ云フ考ヲ有テ居ル、斯ウ云フコトヲ申述ベマシタノアザイマシテ、其調査會ノ組織等ノコトニ付イテハ未ダ具體ニ考ヘテ居リマセス、單ニ此大藏省ノ部内ノ組織シタダケノモノヨリモ、今少シク範圍ヲ擴クシテ意見ヲ徵シタトイ云フ考ヲ有テ居リマス

○早速整爾君 次ノ議會ニ稅法ノ改正案ヲ御提出ニナルト云フ御考アリマスカ  
○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) 次ノ議會ニ提出致シタトイ云フ考ヲ有テ居リマス  
○議長(杉田定一君) 日程第一、租稅其ノ他ノ收入徵收處分嘱託ニ關スル法律案第一讀會ノ續委員長海野謙次郎君報告

### 第一 稽稅其他ノ收入徵收處分嘱託ニ關スル法律案(政府提出)

#### 第一 議會ノ續(委員長)

(海野謙次郎君登壇)

○海野謙次郎君 稽稅其他ノ收入徵收處分嘱託ニ關スル法律案ノ委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、此案ニ付キマシテハ政府委員ニ質問ヲ致シマシタが、此理由書アゴザイマスル臺灣、韓國、關東州其他ニ近來移住致シマスル者ガ追々積エテ來港レバ此租稅ヲ取來續々殖エルト云フコトニアリマスルト、此徵收處分ニ關スル方法ガナケレバ此租稅ヲ取ルト云フコトニハ非常ナ困難ガアルト云フコトデ、委員會ニ於キマシテモ此法ハ最モ必要可決致シマシタ、此段報告ヲ致シマス

○議長(杉田定一君) 別段御議論モナイヤウデアリマスルデ、採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

○恆松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開キ讀會ヲ省略シテ確定セラレンコトヲ望ミマス  
○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)  
○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キマス、委員長報告通御異議アリマセヌカ

租稅其ノ他ノ收入徵收處分嘱託ニ關スル法律案

#### 確定議

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、是ニテ本案ハ確定致シマシタ、日程

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、是ニテ本案ハ確定致シマシタ、日程

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キマス、委員長報

告通御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キマス、委員長報

告通御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キマス、委員長報

告通御異議アリマセヌカ

(

第三 統監府及關東都督府等在勤巡查看  
守及女監取締ノ退隱料及遺族扶助 第一讀會ノ續(委員長)

料ニ關スル法律案(政府提出) 報告

○議長(杉田定一君) 別段御異議論モナイウデアリマスルテ 採決ヲ致シマス、本案ハ

二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」御異議ハシト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス

○恵松隆慶君 本案ハ直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定セラレシコトヲ望ミ

○議長(杉田定一君) 恵松君發議ノ通リ本案ハ直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略

シテ確定スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 本會ノ直チニ二讀會ヲ開キマス、委員長

報告通御異議アリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通リ本會ハ直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略

シテ確定スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 本會ハ直チニ二讀會ヲ開キマス、委員長

報告通御異議アリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通リ本會ハ直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略

シテ確定スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 本會ハ直チニ二讀會ヲ開キマス、委員長

報告通御異議アリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通リ本會ハ直チニ二讀會ヲ開キマス、委員長

報告通御異議アリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 本會ハ直チニ二讀會ヲ開キマス、委員長

報告通御異議アリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 右ノ發議ニ御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」御異議ナシ〕聲起ル

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス——三輪猶作君

〔三輪猶作君登壇〕

○二輪猶作君 國庫出納上一錢未滿ノ端數計算ニ關スル法律案ノ委員會ノ經過

ト、結果ヲ御報告申上ゲマス、此委員會ハ本日開會ヲ致シマシテ、政府委員ニ種々質

問、ト致シマシテゴザイマス、此案ニ對シマシテ國庫ノ損失トナリマス、金額ハ、格別大シタ

シテ、テコトノ報告ヲ得マシタ、尙委員會ハ經濟上ノ進運ニ伴ヒマス必耍ナル

議案ト認メマシテ、全會一致ヲ以テ之ヲ可決致シマシタ、次第テゴザイマス、此段御報

告ヲ申上ゲマス

○議長(杉田定一君) 國庫出納上一錢未滿ノ端數計算ニ關スル法律案ヲ議題ト致シマス

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」御異議ハナイト認メマス——國庫出納上一錢未滿ノ端數計算ニ關スル法律案

〔律案(政府提出) 律案(政府提出)〕 第一讀會ノ續(委員長)

○議長(杉田定一君) 本案ノ「讀會ヲ開クニ御異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」御異議ナシ聲起ル

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

○恵松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定セラレシコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通リ直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」御異議ナシ聲起ル

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 本會ハ直チニ二讀會ヲ開キマス、委員長

報告通御異議アリマセヌカ

案ヲ議題ト致シマス、委員長島田三郎君

第五  
米國セーブスタン博物會出品國庫補助  
關スル建議案(村松愛藏君外七名提出)  
(委員長報告)

○小河源一君 請願委員ノ五分科會ヲ開キマスカラ、御許可ヲ願ヒマス  
○議長(杉田定一君) 請願委員會ノ五分科會ヲ開キタイト! 五つ 請求ガアリマスガ、  
(島田三郎君立壇)  
第五 開スル建議案(村松愛藏君外七名提出) (委員長報告)

詐シテ御異議バ万叶マセヌガ  
異議ナシ異議ナシル

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○小河源一君  
○島田三郎君  
委員會ノ報告ヲ致シマス、本案ハ米國ノ都府  
ドウカ委員ノ諸君ハ委員室ニ御集りシ願ヒマス

覽會ヲ開キマストニ付イテ、國庫ノ補助ヲ請フノ建議案デ、二回委員會ヲ開キマシテ、サウシテ政府委員ト懇切三問答ヲ致シ、マシタ土ニ、全會一致フリハノヲ可決シマシ

タノデ、ソレ故ニ茲三至リマシタ理由ヲ概略ヲ申上ゲマス、「ゼームズ・タウン」ニ開カントス  
ト言ひ「ゼームズ・タウン」ニ申上ヘマス。

博覽會ハ其地勢ハ飢リ世一聞ニテ居リマセヌノテ 是マテノ聖路易トガ或ハ紅育ニ開キマシタヤウナ、世間ニ餘リ名ヲ知ラヌ場所デアルガタメニ、是マテ國人ノ注意ヲ惹カヌ

デ居リマシタ、併ナガラ其由來ヲ承テ見マスルト、極メテ著名ナ地デゴザイマシテ「イスパニヤ」トカ、諸國ノ人ガ亞米利加ヘ參リマシタ後、英吉利人ガ治メテ——即チ英語ヲ話

シマス、國民が初メテ亞米利加ノ大陸へ上陸シマシタ地デ、言ハミ今日盛大ナ合衆國

國人ハ此理由アルガタメニ極メテ重キヲ以テ此博覽會ヲ企テマシタ、之ガタニ政府ハ

陸海軍ノ人ニ參會シテ貰ヒタク、殊ニ艦隊ニ來テ貰ヒタク、是ニ政  
府が應ズルコトニナリマシテ、總豫算ノ中ニ八十萬圓ヤルト云々金額が載ツテ居ルノハ此

タメデ唯今日本ノ軍艦ガアチニ參ル途中ニアルノデ、斯ウ云フコトデ、列國ノ艦隊竝ニ  
陸軍ノ方テモ往キマスヤウナ翼テ、殊ニ三百手ノ犯念ノタメニ開ノヤアリマスカラ、遂

史的物品ヲ集メル、又教育二關係シタモノヲ特ニ集メル、又此土地自ラハ餘リ大ナル

土地テノアリマセバカ此理由ノタメニ其近傍ニ紅葉ニヒラテルヒヤ等ノ人口ニ於テモ繁盛ナ地ヲ控ヘテ居リマスルガタメニ餘程多數ノ人が集マルデアラウ、特ニ日本ノ船

隊ノ到ルト云フコトニ付イテハ、米國ノ人が名譽アルトコロノ日本ノ艦隊ヲ迎ヘヤウト、皆非常ニ待テ居ルト云フロドテ、亞米利加政府アハ日本ノ出品ヲ望シテ居ヌ、我大

使館ヲ經テ此事ヲ請求セラレマシカ故アテ農商務省ハ之ニ與ラヌコトニ議ノ決シタ  
サウアゴザイマス是ハ委員會、帝アキ審リニ承リマシタマニテハニニ頃以シテモ

ノニモ與ヘヌト云フ例モアルト云フノデ、農商務省ハ之ニ應シナイコトニナツタ、併ナカラアチ

テノ事情ニ承テ見ルト極メテ惜ミヤウナ感覺ガ万々タソレバ他ノニトテモニサイマセヌガ、今申シマシタヤウナ合衆國ニ取テハ極メテ大切ナル紀念、三百年ノ紀念、初メテ英

語ヲ話シマスル國民が上陸シタトコロノ二百年目ノ紀念會デゴザイマスルノト立ニ東部ノ繁盛ノ市府が近傍ニ在ルノト、殊ニ田露ノ戰ノトキニ此近傍デ田露ノ大使應接シタ

ト云フコト、日本ノコトニ付イテハ大ニ歡迎スルトコロノ意氣が熾シダウデアリマス、是  
ニ於テ此商機ヲ見入シテ母賣アリマスレトコロノ亞利加ノ商會、東洋ニ多クノ出店

ヘ難イ機會ト思ウテ、日本ノ品物ヲ亞米利加商會ノ手ヲ經て出品スルヨリモ、寧口及ブ

ニ此意ノ戦ニナリマシタ理由ハ、一方ニ八十七万圓ノ軍人ノ彼方ヘ參リマスルトコロノ費用ヲ出シテ、ソレニ日露ノ戰ニ於テ大ニ世界ノ注意ヲ惹イタルトコロノ名譽アル軍艦ガア

官報號外 明治四十年三月二十四日 衆議院議事速記錄第二十號

二條、第一項、二項ニ於テ制限ヲ設ケタノハ、一時非常特別稅法ノ通過條件ニモナジ居ル、ソレヲ無制限ニ許可權ヲ開クト云フコトハ、詰リ無制限ノ增稅ヲスルト云フヨウナ嫌ニモナルト云フ意見モアリマシテ、段々コレ等ノ邊ノ質問が出マシタコロガ、其點

テハナラヌノデアリマス、萬已ムヨ得ザル場合ニ認可致スノデゴザイマスカラ、凡ソ五割ヲ標準ト致シマシテ認可ヲ與ヘルト云フコトヲ茲ニ明言致シテ置キマス

合田福太郎君登壇

其答辯テ聽キマシタ、此本案ノ特別ノ必要アル場合ニ限ルトシアリマスルノハ、若シ其制限内ニ押ヘテ置イタナラバ、制限ヲ超ヘテ費用ヲ取タヨリモ、尙ヨリ多クノ不幸迷惑ヲ公共團體ニ與ヘル例ヘバ「ベスト」ノ如キ、病氣が起キタメニ、是ヲ撲滅スル費用ガナイガタメニ、其町村ノミナラズ他ニマデモ蔓延サセバ、國家ノ害ヲ來スト云アヤウナ場合ニハ、制限ヲ超ヘテ費用ヲ取テモ、ソレヲ撲滅スルコトハ公共團體ノ務デ、國家ハサウナクテハナライコトデアル、斯様ナル極ク特別ノ場合ニ限ルテハ、制限以上三五ツテ課税ヲスルコトが出來ルト云フ範圍ヲ置イテ置カケレバ、實際ノ上ニ或ハ町村ガ荒廢致シ、或ハ町村ノ活動ヲ止メルト云アヤウナ公共團體ノ活動ヲ止メルト云アヤウナ場合ガアル、左様ナ場合ニ於テ制限ヲ超過スルコトヲ得ササウ、ソレモ公共團體ノ勝手ニ勝手ハイカナ、内藏兩大臣ノ許可ヲ得テスル、併シ内藏兩大臣ノ許可ヲ得テシマニシテモ、是亦無制限ニ許可スル、幾何テモ許可が出來ルト云フコトハ甚ダ宜シクナイデ、其邊ニ付イテハ政府ハ許可スペキ範圍ヲ如何ナル點ニ定メルカ、如何ナル方針ヲ以テ許可スルカト云フコトノ質問ニ對シテ、大藏大臣ハ勿論非常特別ノ場合ニ限ルテ許可スルノアルケレドモ、ソレモ、無制限ニ許可スル譯ハナイ、凡ソ從前ノ五割上云フモノヲ範圍ト致シテ其範圍内ニ於テ其事項其事情ニ依シテ許可ヲ致スト、斯ウ云フコトヲ大藏大臣ノ明言ガ委員會ニ於テゴザイマシタ、尙大藏大臣ハ木會ニ於テモ此事ヲ明言スルト云フコトヲ約サレマシテ、委員會ハ多數ヲ以テ本案ヲ通過スルト云フコトニ決シマシタ、此段御報告致

○恵松隆慶君 ドウカ日程ヲ變更シテ議題トナサンコトヲ留ミマス  
○議長（杉田定一君） 恵松君發議ノ通日程ヲ變更シテ木案ヲ  
異議 ハアリマヌセカ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、本案ハ議案トナリマシタ

公共團體課稅ノ制限ニ關スル法律案(政府  
第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會（續）  
（委員長報告）

○恵松隆慶君 直三一讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 本案ノ一讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌ

「異議ナシ異議ナシ」と呼ぶ者万リ

○議長(杉田定一君) 御異議がナイト

○恵松峰慶君 直二讀會ヲ開カレンコトヲ ······

議長（杉田定一君）　五公宮發議ノ通

詩長（林田宏一著） 懷林齋叢書

〔異譯ナシ〕ト呼べ者万リ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト

供シマス

公共團體課税ノ制限ニ關スル法律案

大藏天王寺學傳二坂谷芳那書鑒證

大藏大臣法學博士陝谷芳良君登壇

大臣（法學博士阪谷芳郎君）唯今委

今ノ現行法律ノ上ニ既ニ判明シテアルト云フ  
趣意ヲ没却スルト云フヤウナコトガアツ

卷之三

卷之三

第一讀會

○議長(杉田定一君) 池松君發議ノ通直ニ一讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、直ニ一讀會ヲ開キ全部ヲ議題ニ  
供シマス

解り法律ヲ出シマシタノハ、先日大藏大臣が茲デ辯明サレマシタ、又唯今モ茲デ辯明サレマシタ通り此稅法調査完結マデノ過渡ノ間ノ唯一箇年ノ法律ナシニ、唯一箇年ア税法ガ調査が出来上ツテ、ソレヲ報告シテ諸般ノ法律が制定ニナレバ、是ハ自然ニ消滅スモノハ何デアルカト云フコトヲ研究シテ、其忍ブカラザルモノダケ活路ヲ與ヘルト云フコトハ、其一箇年間モ尙現在ノ非常特別稅ノ第二十一條ア必ブコトノ出來ラヌコトハ何デアルカト云フコトヲ研究セネハナラヌ、縱令政府が怠慢ニモシロ、縱令政府が行届カヌニモシロ、現在ノ稅制調査が終ラナイ中ニ尙一箇年ノ間現在ノ儘デ忍ブコトノ出來ラヌコトハ、當然デゴザイマスが、然ラズシテ此通り租稅制限ノ上ノ公約ヲ今日デ解イテ、幾ラデモ幾ラデモ當局者ハ兩大臣ノ手心ア人民ニ負擔ヲサセルト云フコトハ頗ル穩ナラヌ即チ財產所有者ニ不安心ニ傾ガアルト云フコトハ、茲デ斷言スルニ私ハ憚ラヌト思フ、サウシテ此豫防ヲ致シマスルガ財源ナクシテ、費用ガナクシテ困ルカラ、此點ニ付イテハドウシモ活路ヲ開カナケレバナラヌト思ヒマス、ソレカラモウ一ツ困リマスノハ小學校ノ費用デ、小學ハ當局者ノ辯明ヲ聽キマシテモ、亦各地方ノ狀況ヲ見マシテモ衛生費ノ一ツアラウ、此學校ノ校舎ノ如き衛生費ハ惜ニ其一ツアラウト云フノハ「ベスト」其他ノ流行病ノアリマシタトキニ、實ニ豫防ヲ致シマスルガ財源ナクシテ、費用ガナクシテ困ルカラ、此點ニ付イテハドウシモ活路ヲ開イテ置イテ、宜シウゴザイマセウ、其他何等ノ費用ト云フ費目ヲ制定セズシテ、スッポリトサバリ制限ヲ解イテシマフト云フコトハ、地方ノ行政ノ局ニ當ル人ニハ非常ニ便利デアルカモ知レヌガ、公費ヲ負擔スル者ニハ土地ノ所有者、營業者、所得稅者ニ付超サスコトハナイ、其範圍内ニ於テ必ス其豫算ヲ調ヘテ事業ヲ調べテ、緊急已ムベカラザルモノ、外賦課シナイト云フコトニアリマス、此御明言ニ據リマスルト趣意ハ付イテ居ル、リマスカラ、唯今大藏大臣が出マシテ、地租ニアツテ見レバ五十錢ノ上割ノ二十五錢、合セテ七十五錢、市町村ハ二十錢ノ上五割ノ十五錢合セテ四十五錢ヨリ第一イテハ非常ノ苦痛デナイカト考ヘマス、此意味ニ付キマシテハ恐ラク原案ヲ賛成セラル、者モ、此案ヲ提出サレケ政府ニ於キマシテモ、御同意デアルト思ヒマス、御同意ナンテアリマスカラ、唯今大藏大臣が出マシテ、地租ニアツテ見レバ五十錢ノ上割ノ二十五錢、合セテ七十五錢、市町村ハ二十錢ノ上五割ノ十五錢合セテ四十五錢ヨリ第一イテハ非常ノ苦痛デナイカト考ヘマス、此意味ニ付キマシテハ恐ラク原案ヲ賛成セラル、者モ、此案ヲ提出サレケ政府ニ於キマシテモ、御同意デアルト思ヒマス、御同意ナンテアリマスカラ、唯此處等ノトコロテ法律テ極メルト、大藏大臣ノ明言サレタ言質ヲ採ルト、議論ノ岐レル所デアルト思ヒマス、實ハ委員會若クハ本會デ大藏大臣が明言サレタ言質ニ依テ安んズルヨリハ、寧ロ此案ノ上ニ修正、法律上ニ安心スル方が適當デアラウト考ヘル、然レバ此案デ明言ナサレタ通り、修正シテ置クト云フコトハ少シモ不穩當アナイト思ヒルモノ、外賦課シナイト云フコトニアリマス、此御明言ニ據リマスルト趣意ハ付イテ居ル、ソレスルコトモ上ニテ居ルカラ、此上ノ方ニ急ヲ訴ヘルモノモアルマイト思ヒマス、若シ此上急ヲ訴ヘル非常ナル大土木ヲ起シ、非常ナル地方デ大事業ヲ起ストカ致スコトガゴザイフ事柄ノ他、制限外ヲ、與ヘル必要ハナイト思ヒマス、ソレデ教育ト衛生費ニ於テダケヤマセウカ、ソレハ一年位見合セル方が宜カラウト思フ、ソレハ租稅調査會ノ結果ヲ待テ、土木復舊費或ハ治水費ト云フモノガ、既ニ非常特別稅ノ法文ノ上ニ上ニテ居ル、ソレカラ舊債ヲ消考ヘル、所ガ又斯ウ云フ議論ガアル、衛生ト教育ノ一ツニ見ルト、其他ノ費用ニハ如何スル、斯ウ云フデアラウ、其他ノ費用ト云フハドウ云フモノカト云フ、土木復舊費或ハ治水費ト云フモノガ、既ニ非常特別稅ノ法文ノ上ニ上ニテ居ル、ソレカラ舊債ヲ消却スルコトモ上ニテ居ルカラ、此上ノ方ニ急ヲ訴ヘルモノモアルマイト思ヒマス、若シ此上宣シ、今日デハ計畫中ニ一年間ノコトニアリマスカラ、實ニ急場ニシテ差措ケナイト云フ事柄ノ他、制限外ヲ、與ヘル必要ハナイト思ヒマス、ソレデ教育ト衛生費ニ於テダケヤマセウカ、ソレハ一年位見合セル方が宜カラウト思フ、ソレハ租稅調査會ノ結果ヲ待テ、他ノ費用ヲ誇大ニ見積ムテ、サウシテ制限内ニ於テ財源ヲ其方カラ取テ、衛生費教育費ヲ膨脹サセテ、制限外ノコトヲ認可シテ來レハソレニ制限スルモシナイモ同シテナカト云フコトニアリマス、是ハ或ハ三百ト云ハウカ、百五十文のノ法文ノ解釋ノ仕方デ、此法ハ急場ニシテ缺ク

ベカラザル者ノ外認可ヲセメトニ云フノデアリマス、歲計ノ豫算編成ノ上ニ左様ナ一種ノ詐術、一種ノゴマカシヲスルノハ、其案ヲ十分ニ調査シテ左様ナコトノナキヤウニスルノガ、内藏兩大臣ノ行政上ノ監督ダラウト考ヘル、其故ニ此案ニ對シテハ唯今ノ如ク修正ヲ致シマスル一方ニ於キマシテハ地方ニ於キマシテ積極の方針ヲ執ッテ、地方ノ事業ヲナスコトノ出來ルヤウニシ、一方ニ於テハ土地所有者、營業者、所得稅納者、是等ノモニ付イテ財產ノ上ニ安固ヲ與ヘテ、大藏當局者カラ發案シマシタ趣意ヲ行シテ尙人民ニ安心ヲ與フル上ニ於テ、實ニ適當ナル方法テアルマイカト考ヘマス、其故ニ斯ル修正ヲ提出致シマシタ、餘リ長ク述ベマスト、却テ何デゴザイマスカラ、簡單ニ一言シテ置キマス○神前修三君 議長

○議長(杉田定一君) チヨット合田君ニ御尋シマス、斯ウ云フ修正デアリマスカ「公共團體」ノ下ニ「衛生及教育費ニ付テ」ト云フ九字ヲ入レルノテスカ

○合田福太郎君 サウディス

○議長(杉田定一君) 是ニハ定規ノ贊成ガアリマスカ

○議長(杉田定一君) 下呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 定期ノ贊成ガアルト認メマス

○神前修三君 私ハ原案ニ贊成ヲ致シマス

○議長(杉田定一君) マダアナタニハ發言ヲ許シマセヌ——藤金作君  
○藤金作君 委員會ノダメ都合ガアツテ、取調ガ居カヌテ居リマシタカラ演説ハ止メマス

○議長(杉田定一君) 神前君

○神前修三君 漸ク許ヲ得マシタ、私ハ本案ニ對シテ原案ヲ贊成スルノデアリマス、原案ニ付キマシテ唯今大藏大臣カラ明言サレタ通り、此制限ヲ緩メマシタコロガ別段心配ガゴザイマセヌノデ、何トナレバ唯今反對論ノ合田君ヨリ「衛生及教育費ニ付テ」ト云フ字ヲ入レルト云フ、此修正ヲ致シタイト云フ說モゴザイマシタ、故ニ反對論者ト雖モ衛生ト教育ト云フコトハ認メテ居ルノデアラウト信シマス、併ナガラ其衛生ナリ教育ト云フモノ、事實ヲ御承知ナイノデナイカ知ラヌ、何トナレバ反對論者ノヤウニ言ハレマシタナラバ、此衛生費ナリ教育費ナリハ一時ニ徵收ヲ致シ終ラナケレバハイカヌノデ、現在非常特別稅法ノ制限ヲ緩メマストコロニ負債ノ消却ト云フコトガアリマス、ソレハ三十六年以上ノ負債及其利子ノ消却ニ付イテ許スガ、其後ノ負債ハ許サヌト云フコトニ致シテゴザイマス、故ニ今合田君ノ如ク衛生及教育費ヲ入レマシテ、サウシテ之ヲ一時ニ徵收シナケレバ合田君ノ目的ノ通リニ往カヌ、萬一村債ナリ、町村債ナリ、或ハ市債ナリヲ起シテ、一時ニ辨償致スト云フ便利ノ法ヲ採ルコトガ出來マセヌ、故ニ合田君ノ御修正說ノ如ク、如何ニモ佛作ダテ眼ヲ入レナイト同ジコトニナルト私ハ信ズル、又ソレニ付キマシテ一應「ペスト」即チ傳染病ノ流行ノ狀態ヲ聊カ申上ゲヤウト思フ、昨年來「ペスト」流行致シマシテ最モ猖獗ヲ極メマシタ當時、一箇町村テ十万圓モ要ツタ、此十万圓以上ノ衛生費ヲ一時ニ一箇町村ニ負擔セセルト云フコトハ到底出來ル話ナイカラ、一時借金ヲ致シテ、漸次ニ償却致サセルカ、又或ハ之ヲ數年ニ割シ徵收致スカト云フニシテ採ルヨリハ致方ガナカラウト思ヒマス、而シテ又此教育費ニ於キマシテモ飢ニ文部大臣ハ五十一號ノ勅令ヲ以チマシテ明年度ヨリ義務教育ノ年限ヲ殖ス、此義務年限ヲ殖スト云フコトハ勅令ノ一片デ容易ニ行ヒ得ベキモノデナインデアリマス、義務年限ヲ二箇年延バスクコトニ致シマスレバ、學校ノ校舎ノ延長ヲ致サナケレバナラヌ、然ラバ學校ノ改築ヲ致スカ、或ハ建増シテ致スコトニ致サナケレバナラヌ、是等ノ教育費モ一時ニ徵收

スルコトハ、縦令茲ニ書加ヘタコロガ、容易ニ出來ヌノアル、ヤハリ是等モ一時流用シ、何カ都合ラ致シマシテ、辨償致シテ置イテ而シテ此目的ヲ達シナケレバ、ナラヌノアリマスカラ、折角合田君ノ修正説ハ、誠ニ結構ナヤウデアルケレドモ、事實ニ於テ何モナリマセヌカラ、私ノ原案ニ贊成スル趣意ハ是ダケラ申上ゲテ置キマス

○議長(杉田定一君) 少數原案三付イテ採決ヲシマス。原案三銘同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス。

○議長(杉田定一君) 多數アリマス、原案三決シマシタ  
○恵松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開キ確定セラレンコトヲ望ミマ

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通リ直チニ三讀會ヲ開キ確定ヲスルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス

公共團體課稅ノ制限ニ關スル法律案  
杉田定一君) 二讀會ニ於テ決議ノ通

○議長（杉田定一君）御異議ナイト認メマス、是ニテ本案ハ確定ヲシマシタ——請願

「アーヴィング」の「平ノ道」

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、北海道函館外四港修築ニ關スル建  
議案外一件ノ委員會ヲ開キタイト云フ請求ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長（杉田定一君）御異議ナイト認メマス——日程第六、鑛業奨勵三關スル建  
〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

第六 鑛業獎勵ニ關スル建議案(宮古啓二郎君外七名提出)

○ 摂業頻闘ニ關スル建議

右建議文

〔宮古啓二郎君登壇〕

○宮古啓二郎君　此案ハ空論トハ異リマシテ産業政策上ノ大問題デゴザイマスカラ、御迷惑ナガラ暫ク御静聽ブ願ヒマス、併ナガラ極ク簡単ニ申上ゲマス、過日吉植庄一郎君等ヨリ提出ニナリマシタ鑛物調査ニ關スル建議案ト云フモノガ、唯今委員會ニ附

セラレテアリマスガ、本案ハノ案ト類似致シテ居ルノアリマス、併ナガラ其範圍が非常ニ違シテ居ルノゴザイマス、私共ハ單ニ鑛物ノ調査ト云フコトダケテハ満足スルコトが出来マセヌノデ、ソレデ廣ク一般ニ總テ鑛業ヲ發達サセルトコロノ方法ヲ政府ニ於テ攻究ヲシテ貫ヒタイト云フコトノタメニ本案ヲ提出シタ次第アルノアリマス、申上ゲマスマデモ

ナク日露ノ戦争ノ結果トシテ非常ナ國債特ニ外債ヲ負ヒテシテ、今日財政ノ大方モ甚ダ都合ガ惡ルウゴザイマスシ、國民ノ負擔モ非常ニ重ノイテゴザイマスカラ、ドウカシテ此際ニ於テハ日本ノ國ヲ十分ニ大キク富マサナケレバナラスト云フ、必要ニ迫リテ居ルト云フ事柄ハ勿論デゴザイマスガ、准此國ヲ富マスト云フ方法がドウアルカト云フロトか、常ニ御

事柄ハ勿論ニサインガ唯此國ノ富マトニナ治カリテアルカニカ常ニ微  
互ノ頭ヲ惱シテ居ルトコロノ問題デアルノデアリマス、ソコテ私共ハ其點ニ於テ深ク考慮ヲ  
費シマシテ、其結果日本ノ産業政策ト云フモノハドウシテモ鑛業ト云フモノニ重キラ置カ  
ナケレハナラヌ、礦業ニアラズシバ大キク國ヲ富マスト云フロトハ史モ出來ルモノアライト云

フコトヲ確認致シタノデアリマス、其確認ヲシタ次第ヲ申上ゲマス、統計ノ表ア見マスト云フト第一ニハ米穀が生産高が多くニサイマスシ、其次ハ生絲及絹ノ製造品、其次ニハ錦糸、錦市、其次ニ廣塗物ガ居リマス、其廣塗物ノ頃、約一億方圓ニナツテ居ル

ノデゴザイマス、ソレカラ貿易額ノ方で調ヘテ見マスト、第一ニハ生絲、絹ノ製品、第二ニハ綿絲、綿布、第三ニ鑛產物ガ來テ居ルノデアリマス、其鑛產物ノ額ヲ見マスト約四

ハ今日ニ於テハ發展ノ餘地が誠ニ少ナシ、隨分今日マテ獎勵モ澤山シテ參リマシテ、發達ヲサセア參ツタノデアツテ、是カラ發達スベキ餘地ト云フモノハ誠ニ少ナイノアリマス、綿

絲、絹布ノ方ハドウアルカト云ヒマストニ云フト、是ハ原料ガ外國テアシテ悲シイカナ日本ノ國內ニ於テ原料ヲ取ルコトガ出來ナイデアリマスカラ、國內ニ殘ル利益ハ誠ニ少ナインデアリマス、獨リ鑛產物デゴザイマスガ、此鑛產物ハ即チ原料ガ日本ノ國內ニアルガタメニ幾ラデモ發達スル餘地ガ存シテ居ルノデアリマス、誠ニ天祐デアルト存ジマスガ、日本ノ國內

ニ於テ鑛產物ニ富シテ居ルコト、云フモノハ實ニ非常ナモノデアル、此鑛產物ノ中テモノハ石炭、銅ト云フヤウナモノデアツテ、其銅ノ如キハ今日ニ於テハ世界ノ第一番目ニ當ルニ居テ、印第一ダヒ長利日本ニ失國ズ、シテ第

二ガ墨西哥アル、第三が西班牙、葡萄牙、第四が濠太利亞、第五が即チ日本デアル、斯ウ云フ順序ニ相成テ居ルノテゴザイマスガ、殊ニ此銅ノ如キ日本ニ於テハ非常ナ

重要ナモノデアルシ、殊ニ此銅ト云フモノハ日本各縣到ルトコロ殆ド地中ニ存シテ居ルト云フ有様デアルノデゴザイマス、輸出ノ方ハドウデアルカト申シマスト云フト、石炭ノ方ハ

千六百石圓六千九百石セラルが銅ナニ一千五百石圓ナハ其ノ云々三ニハマシテ、實ニ銅ガ世界ニ輸出セラル、高ハ今日ニ於テ既ニ非常ニ澤山ニナツテ居リマス、ソレ故ニ今日此翠山ノ外質ノ負フテ居ルトキノ如キニ至テハ、殊更輸出品ノ澤山増シ

イテ十分ノ餘地が存シテ居ル、斯ウ云々有様デゴザイマス、我國ガ此ノ如ク鑛物ニ富ン

云居ルニ描ラス。今日マテ鑛業ノ發達シテ居ラガミタハ一體トウソノ譯ラハルカ是ノ實ニ日本ノタメニ悲ムベキ事柄デアリマシテ、今日マテ此學問が進歩シテ居リマセヌタメニ世人ガ鑛業ハ非常ニ危險ナモノゾアルト云フ考ヲ持ツテ居ツテ鑛業ニ從事スルモノヲ稱シ

テ或ハ山師ト云フ名稱ヲ附シテ、輕蔑ヲシタト云フヤウナ形ニナツテ居ル、政府ニ於テモ

一向保護獎勵モ致サヌト云フヤウナコトデゴザイマシタカラ、今日マデ更ニ發達スルコトガ出來ナカツタノデアリマスルガ、此發達スルコトノ出來ナイ有様デ、非常ナ幼稚ナ有様デアルヲ、ドウデアルカト云フト、唯今マデ申上ゲマシタ通ノ額ラ今日本出シテ居ルノデ

アリマス、而シテ此鑛業ト云フモノハ利益が無イ有様デアルカ、若クハ利益ガアル有様ア  
アルカト申シマスルト、一例ヲ舉ダテ見マスレバ、小坂銅山ノ如キモノデアッテモ、既ニ一  
箇年約千万圓ノ純益ガアル、或ハ別子ノ如キ、足尾ノ如キ、銅山ニ於テモ、數百万圓

ノ純益ガアルト云フ有様デアルカラシテ、其事業ハ利益ノ多イト云フコトハ明瞭アリマ  
ス、ソレデアリマスカラ、政府ニ於テ此際此事業ニ向シテ十分ノ保護獎勵ヲ加ヘマスル  
ト、人民ハ欣シテ此事業ニ從事スルコトニナルカラシテ、實ニ其發展ト云フモノハ非常ニ  
容易クナルコトが出來ルノテアリマスデ、唯今マテ申上グマシタ通ニ今日非常ナ幼稚ナ  
有様デスマモ生産額ガ一億圓、輸出額ガ四千五百万圓ト、斯ウ云フノデアリマスカラ、  
是ヲ十分ニ發達ヲサセマシタナラバ、是カラ五倍ナリ六倍ナリノ額ニ上リ、或ハ生産  
額ニ於テハ五六億ニナリ、或ハ貿易ノ額ニ於テハ二三億ニナルト云フコトハ出來ヌコトガ  
ナイト云フ有様デアリマス、斯ノ如クナリマスルト云フト生絲トカ綱製品トカ、若クハ綿絲、  
綿布ト云フヤウナモノハ、到底鑛業ニ及ブモノデナイト云フコトニナルカラ、即チ農產物  
ヲ除イテハ日本ニ第一ノ生産物トナスコトが出來テ、是ヲ外國ニドンク輸出スルコ  
トニナレバ、日本ニ正貨ガドンク、這入ルコトニナシテ來ルト云フ形ニナルノテアリマス、此  
ノ如キ次第アリマスカラ、ドウシテモ今日我國ヲ富マスト云フコトニ付イテハ、此鑛業  
ト云フモノヲ十分ニ發達サセナケレバナラスト云フ事柄ハ明カデアラウト存ジマス、此ノ  
如キ次第アリマスカラ日本ニ生産政策トシテハ、ドウシテモ此際ニ於テハ特ニ鑛業ト云  
フモノニ重キラ措イテ、鑛業ヲ十分ニ發達サセナケレバナラスト云フコトヲ、私共モ絶叫致ス  
次第アルノテアリマス、テ此鑛業ヲ保護獎勵スル方法ハドウデアルカト云ヘバ勿論  
イロノクナ方法モゴザイマセウ、或ハ鑛物調査ト云フコトモ一ツノ方法デゴザイマセウ、又  
鑛業家ニ對シテ資金ヲ貸與スルノ制度ヲ設ケルト云フコトモ一ツノ方法デゴザイマセウ、  
又分析ノ場所ヲ設ケルト云フコトモ一ツノ方法デゴザイマセウ、又鑛業ノ學校ヲ設ケルト  
云フコトモ一ツノ方法デゴザイマセウ、或ハ又試掘稅ヲ輕減スルコトモ一ツノ方法デゴ  
ザイマセウ、種々ノ方法モゴザイマセウカラ其方法手段ニ至リテハ政府ノ方策十分ニ攻究  
ヲ盡シテ、サウシテ此事業ニ對シテ十分ニ保護獎勵ヲ加ヘテ、此鑛業ト云フモノヲ大ニ  
發達サセタラバ、日本ノ富モ増シ、財政モ豊カニナリ、人民ニ於テモ非常ニ都合ノ好  
イコトニナラウト思ヒマスカラ、此點ニ向テハ政府ニ於テ深ク注意ヲ拂ハレンコトヲ希望  
スル次第アリマス、是が本案提出ノ趣意アリマス

○恒松隆慶君　此建議案ハ曩ニ鑛物調査委員ト云フモノが設ケテアリマスルデ、其方  
ニ附託セラレントコトヲ希望願ロマス  
○議長(杉田定一君)　恒松君發議ノ通り本建議案ヲ曩ニ鑛物調査委員ニ付託ス  
○議長(杉田定一君)　恒松君發議ノ通り本建議案ヲ曩ニ鑛物調査委員ニ付託ス  
　　〔異議ナシ異議ナシ〕聲起ル

○議長(杉田定一君)　御異議ハナイト認メマス——日程第七「ホテル」開設ニ關スル  
建議案、此案ノ朗讀ハ省略致シマス、大戸復二郎君

　　〔左ノ建議案ハ朗讀ハ経サルモ參照ノ爲メ茲ニ掲載ス〕  
　　ホテル開設ニ關スル建議案(淺羽靖君外四名提出)

近時商工業ノ視察ニ將タ觀光漫遊ニ外人ノ本邦ニ渡來スルモノ日々益々多  
キヲ加ユ然ルニ從來旅館ノ設備極メテ不完全ナルカ爲ニ無限ノ趣味ト多大  
ノ囁望トヲ齋ラシテ頻繁廣至媚集シ來レル此ノ外客ヲシテ宿スルニ家ナク  
泊スルニ所ナク實ニ不自由不便ヲ感セレム是レ豈一大缺點ニ非スヤ然レト  
モ今日之ヲ獨リ一私人若ハ一會社ノ經營ニ委スルモ容易ニ成立セサルノ趣ト

アレハ政府ハ斷然相當ノ保護獎勵ヲ與ヘ速ニ之ヲ建設セシムルノ手段方法  
ヲ取ルハ國際上及經濟上頗ル有利ノ事タルヲ信ス

## 右建議ス

(大戸復二郎君登壇)

○大戸復二郎君　本案提出者ト致シマシテ一應建議ノ趣旨ヲ述ベヤウト思ヒマス、ソ  
レデ本案ハ事柄ガ「ホテル」ト云フ事柄ニアリマスルカラ、チヨット一見スルト事が小事ノヤ  
ウニ聽エマスカラ餘り長クハ申述ベマセヌガ、一通り趣旨ヲ述ベテ置カヌト世間ニ誤解ヲ  
サレテモ困リマスカラ、成ルベク簡単ニ其趣旨ヲ申述ベヤウト思ヒマス、暫ク御清聴ヲ煩  
シマス、ソレデ近年此歐米清韓等カラ我國ニ來遊シテ居ル外人ハ少ナクナイ、是ハ既ニ  
諸君ノ御承知ノ通りアリマス、殊ニ三十七八年戰役後ニナリマシテハ、外國人ハ我國ト  
忠勇ノ精神ト、我高尚ナル道義ハ殆ド此世間ノ耳目ヲ聳動シテ居リマス、一轉シテハ  
警歎トナリ、再轉シテ怪訝トナリ、外國人ハ爭ウテ此忠勇ナル戰勝國ノ勝士ニ接シテ、  
不思議ナル國民ト握手スルコトヲ熱望シテ居リマス、元來我國ハ風光絶佳デゴザイマシテ  
最ト此見物ニ來ル人が多イ中ニ就キマシテ、戰爭後右申上グマシタヤウナ風ニ我國民ト  
握手ヲシテ見タイト云フ念勃々生ジマシテ、殊ニ我日本國ノ驚クベキ進歩ノ模様、ソ  
レ等ヲ觀察シタイト云フタメニ、近時外國人ガ我國ニ來遊スル者日々ニ多キヲ加ヘテ居  
ルト云フコトハ、争フベガラナルノ事實ニアリマス、試ニ三十八年中ノ來遊外人ハドレ程  
アツカト云フコトヲ或ル調書ニ就イテ見マシタコロガ、無慮ニ三万六千人ノ多キニ達シ  
テ居リマス、サウ致シマシテ宿泊日數ヨリ延人員ヲ割出シテ見マスルト、殆ド二十万人ト  
云フ數ニ達シテ居ル、サウ致シマシテ其外人ガ消費致シテ居リマスルトコロノ金額ハ何程  
ナルカト申シマスルト、戰爭以前ニ於キマシテモ既ニ一千五百万圓乃至二千万圓ト  
云フ巨額ナル金ヲ落シテ歸シテ居ル、戰爭後ニ至リマシテハ詳シイ統計ハナイサウアリマ  
スルガ、四五千万圓ト云フ大シタル金ヲ來遊外人ガ我國ニ消費シテ居ルト云フ計算ニ  
ナッテ居リマス、サウ致シマシテ彼ノ旅館ノ設備ガ不十分ナルコロヨリ、或ハ外人ガ日  
本ニ參リマシテ、友人ノ家ヘ宿泊スル者モアリ、又公使館領事館ニ宿泊ヲスル者モアル、  
又船舶ニ泊リテ上陸ラシテ宿泊ヲシナイ外人モ少クナイグラウト思ヒマス、斯様ナ者ヲ加  
ヘマシタナラバマダク、其數ハ多イデアリマセウシ、此以外ニ落シテ居ル金モ蓋シ少ナクナ  
イデアラウト考ヘマス、今現ハレテ居ル統計ニ依リマスルト、今申シタヤウナ次第ニアリマ  
ス、實ニ其金額ハ多大ナモノニアリマス、然ルニ或ル調査ニ依リマスルト現在我國ニ設備  
セラレテ居ルトコロノ「ホテル」若クハ目下設備準備中ノモノヲ除イテ、將來外國人ガ日本ニ  
満足ヲ與ヘルコトが出來ヌノミナラズ、甚シキニ至テハ宿泊スルニ宿ガ無イ、折角日本ニ  
來遊致シマシタ外人ガ空シク我國ヲ去テ歸ルトシ云フ者モ數多アル趣テアリマス、又凡ソ  
日本ニ參リマシテ一箇月若クハ一箇月モ滞在シテ十分ニ見物シテ歸ラウト云フ外人モ、  
旅館ガナイタメニ一箇月ノ豫定ノ者ハ半箇月、一箇月ノ者ハ一箇月テ歸ルト云フコトハ  
争フベカラザル事實ニアルヤウニ承シテ居ル、若シ縱令十分トマテハ參リマセヌトモ、旅  
館ノ設備が可ナリ整ヒマスルコトニアリマシタラバ、ドウデアリマセウ、今後來遊スル外人ガ  
益増加致シマス、獨リ増加スルノミナラズ、一箇月ノ滞在スルモノハ一箇月半ノ滞  
在日本ニ國消費シテ居ルトコロノ四千萬圓ト云フ金ガ、億万圓ニ達スルモノハ一箇月半ノ滞  
在ラスル、一箇月滞在スルモノハ二箇月滞在スルト云フガ如キコトニアリマシタナラバ、今  
アルマイト思ヒマス、殊ニ萬國大博覽會ハ既ニ近キ年ニ迫リテ居ルノアリマス、吾々ハ  
萬國博覽會ニ於テハ如何ニモ外人ガ數多我國ニ來テ見物シテ吳爾コトヲ希望スル  
ノアリマス、然ルニ現在ノ如ク設備不十分デアタナラバ、如何アリマセウ、如何ニ來

遊外人ノ多キヲ欲スルモ、折角日本へ來テモ宿スル旅館ガナイト云フコトニナレバ、其不體裁ハ如何デアリマセウ、獨り得ルトコロノ利益ヲ失フコトノ多大ナルノミナラズ、戰捷國可致シマシテ、一躍一等國ノ伍伴ニ列シタル我國ノ品位ヲ保チ、國威ヲ發揚スルト云フ上カラ論シマシテモ、斯ノ如キ旅館ノ設備ヲ不十分ニシテ置イテハ如何デアリマセウ、唯今デハ我國ハ光榮アル戰局ヲ收メ、満韓ノ經營ナリ、鐵道ノ國有ナリ、港灣ノ修築ナリ、苟モ國運ノ發展ニ必要缺クベカラザルトコロノ計畫ハナサレツアルノアリマス、然ルニ單リ旅館ノ設備ヲ缺イテ居ルト云フコトハ、諸君如何デアリマセウカ、實ニ遺憾千萬デアリマス、サウ致シマシテ其旅館ノ設備ヲ若シ今日ノ儘ニシテ個人ニ放任シテ置イタラドウデアリマセウ、吾々ハ決シテ十分ナル設備ハ出來ナイト思ヒマス、或ル調書ニ依リマスルト、可ナリ萬國博覽會アリニ來ル外人ニ稍、滿足ヲ得サセルマデノ設備ヲシヤウト云フナラバ、ドウシテモ千万圓ノ金ヲ以テ掛リマセスト、其設備ガ出來ナイト云フコトヲ承テ居リマス、若シナラ個人ニ放任シテ置クト云フコトニナリマシタナラバ、千万圓ハ愚カ、其半額若ハ三分ノ一ノ設備モ出來マイト云フコトヲ自分等ハ憂ヘテ居ルノアリマス、申スマセモゴザリマセヌ、諸君ト共ニ吾々ハ此戰後ノ經營トシテ、殖產興業ノ發達ヲ計テ海外ノ貿易ヲ隆盛ニシタ伊テ云フコトハ最モ熟望致シテ居リマスガ、併シ御承知ノ如ク外國貿易ハ昨年ハ意外ニモ輸出超過が四百何十万アリマシテ、非常ナル好結果ヲ見マシタガ、併シ是ハ「簡單タク」ト呼フモノアリ必ズ年々サウ云フ當アラスルコトハ出來マイト思フ、シテ見ルト此貿易以外ニ於テ日本ニ金ヲ吸收セントスレバ、何ニ依テ吸收スルカ、所謂來遊外人ニ成ルダケ多クノ金ヲ使ハセルコトが最モ必要ナルコト、思ヒマス、斯ク申シテ見マスレバ、極ク小問題ノヤウデアリマスケレドモ、決シテ吾々ハ「ホテル」ヲ開設スルコトハ決シテ小問題ナイト思ヒマス、殊ニ大博覽會ヲ成功サセルト否ト云フコトハ旅館ノ完備ニ設備ノ宜シキヲ得ルト得ストニ大ニ私ハ關係スルコト、思ヒマス、ソレテ然ラバ如何ニシタラ宜イカト云フ問題が起リマセウガ、固ヨリ此設備ノ方法ニ至リマシテハ種種アリマセウガ、私ノ聞クトコロニ依レバ既ニ大藏省アリテモ此調査が出來テ居ルヤウニ承テ居ル、先づ内地ニ少ナクトモ外人ノ參リマスル所ハ二十箇所、四十箇所、風光ニ富ンデ居ル所ニ宿泊シテ居リマスケレドモ、最初ヨリサウ宏大ナル設備ハ出來マイト思ヒマス、例へば東京ヲ本店ト致シマシテ、重モニ參リマスル所ニ支店ノヤウナモノヲ置イテ設備フル、海外ニ於テハ——例へば韓國ニ於テハ釜山、京城、或ハ滿洲ニ於テハ大連、營口、旅順、若クハ奉天、遼陽ト云フが如キ所ニ置イテ、サウシテヤル、サウスルニハドウシテモ一つノ一大會社ト云フモノヲ組織致サナケレバナラヌノテアル、民間ノ方ニ縱令希望ヲ致シタコロデ、此ノ如キコトヲヤシテ、若シ失敗ニ終テハト云フ心配がアリマセウ、ドウカ吾々ノ希望スルトコロハ此建議案ニ書イテ置キマシタ通、宜シク政府ハ相當ノ保護獎勵ヲ與ヘテ、サウシテ速ニ之ニ建設セシムルノ方法手段ヲ執ツテヤシテ貰ヒタイト云フコトデゴザイマス、今茲ニ具體的ニ述べル案ハゴザイマセウガ、政府ニ於キマシテハ十分御調查ニナッテ居ルサウデスカラ、是ハ吾々議員ニ於キマシテハ、此建議ヲ速ニ容レテ提案シテ貰ヒタイト云フノアリマス

○早速整爾君質問ガアリマス、唯今ノ御説明ニ依リマシテ建議案ヲ御提出ニナシテ御趣意ハ能ク諒シマシタガ、要スルニ政府ニ向テ宿屋トカ、料理屋トカ、「ホテル」ト書イテアリマスガ、外國人ヲ泊メル「ホテル」ヲ保護シヤウ、世話ブシヤウト云フ建議ト見受ケマスガ、ソレハドウ云フ風ニシヤウト云フノカ、モウ少シ承テ見タ伊テ思フ、是マデア「ホテル」事業ヲ營ンデ居ルモノニ對シテ金ヲヤル、是カラ「ホテル」ヲ開設スルモノニ個人ノ「ホテル」ヲ開設スル、宿屋ヲ營ムモノニ金ヲヤル、ソレカラ會社ヲ建テ、一ノ宿屋若クハ料理屋風ノモノヲ設ケヤウトスル、ソレニ對シテ保護金ヲヤルト云フコトニ承レバ宜シイカ

○大戸復二郎君 其方法ニ至リマシテハ、唯今申ス通十分ナ案ハアリマセヌガ、免

二角一大會社ヲ組織シテ、サウシテソレニ相當ノ補給補助ヲ與ヘル、サウスルニハ在來ノ體裁ハ如何デアリマセウ、獨り得ルトコロノ利益ヲ失フコトノ多大ナルノミナラズ、戰捷國可致シマシテ、一躍一等國ノ伍伴ニ列シタル我國ノ品位ヲ保チ、國威ヲ發揚スルト云フ上カラ論シマシテモ、斯ノ如キ旅館ノ設備ヲ不十分ニシテ置イテハ如何デアリマセウ、唯今デハ我國ハ光榮アル戰局ヲ收メ、満韓ノ經營ナリ、鐵道ノ國有ナリ、港灣ノ修築ナリ、苟モ國運ノ發展ニ必要缺クベカラザルトコロノ計畫ハナサレツアルノアリマス、然ルニ單リ旅館ノ設備ヲ缺イテ居ルト云フコトハ、諸君如何デアリマセウカ、實ニ遺憾千萬デアリマス、サウ致シマシテ其旅館ノ設備ヲ若シ今日ノ儘ニシテ個人ニ放任シテ置イタラドウデアリマセウ、吾々ハ決シテ十分ナル設備ハ出來ナイト思ヒマス、或ル調書ニ依リマスルト、可ナリ萬國博覽會アリニ來ル外人ニ稍、滿足ヲ得サセルマデノ設備ヲシヤウト云フナラバ、ドウシテモ千万圓ノ金ヲ以テ掛リマセスト、其設備ガ出來ナイト云フコトヲ承テ居リマス、若シナラ個人ニ放任シテ置クト云フコトニナリマシタナラバ、千万圓ハ愚カ、其半額若ハ三分ノ一ノ設備モ出來マイト云フコトヲ自分等ハ憂ヘテ居ルノアリマス、申スマセモゴザリマセヌ、諸君ト共ニ吾々ハ此戰後ノ經營トシテ、殖產興業ノ發達ヲ計テ海外ノ貿易ヲ隆盛ニシタ伊テ云フコトハ最モ熟望致シテ居リマスガ、併シ御承知ノ如ク外國貿易ハ昨年ハ意外ニモ輸出超過が四百何十万アリマシテ、非常ナル好結果ヲ見マシタガ、併シ是ハ「簡單タク」ト呼フモノアリ必ズ年々サウ云フ當アラスルコトハ出來マイト思フ、シテ見ルト此貿易以外ニ於テ日本ニ金ヲ吸收セントスレバ、何ニ依テ吸收スルカ、所謂來遊外人ニ成ルダケ多クノ金ヲ使ハセルコトが最モ必要ナルコト、思ヒマス、斯ク申シテ見マスレバ、極ク小問題ノヤウデアリマスケレドモ、決シテ吾々ハ「ホテル」ヲ開設スルコトハ決シテ小問題ナイト思ヒマス、殊ニ大博覽會ヲ成功サセルト否ト云フコトハ旅館ノ完備ニ設備ノ宜シキヲ得ルト得ストニ大ニ私ハ關係スルコト、思ヒマス、ソレテ然ラバ如何ニシタラ宜イカト云フ問題が起リマセウガ、固ヨリ此設備ノ方法ニ至リマシテハ種種アリマセウガ、私ノ聞クトコロニ依レバ既ニ大藏省アリテモ此調査が出來テ居ルヤウニ承テ居ル、先づ内地ニ少ナクトモ外人ノ參リマスル所ハ二十箇所、四十箇所、風光ニ富ンデ居ル所ニ宿泊シテ居リマスケレドモ、最初ヨリサウ宏大ナル設備ハ出來マイト思ヒマス、例へば東京ヲ本店ト致シマシテ、重モニ參リマスル所ニ支店ノヤウナモノヲ置イテ設備フル、海外ニ於テハ——例へば韓國ニ於テハ釜山、京城、或ハ滿洲ニ於テハ大連、營口、旅順、若クハ奉天、遼陽ト云フが如キ所ニ置イテ、サウシテヤル、サウスルニハドウシテモ一つノ一大會社ト云フモノヲ組織致サナケレバナラヌノテアル、民間ノ方ニ縱令希望ヲ致シタコロデ、此ノ如キコトヲヤシテ、若シ失敗ニ終テハト云フ心配がアリマセウ、ドウカ吾々ノ希望スルトコロハ此建議案ニ書イテ置キマシタ通、宜シク政府ハ相當ノ保護獎勵ヲ與ヘテ、サウシテ速ニ之ニ建設セシムルノ方法手段ヲ執ツテヤシテ貰ヒタイト云フコトデゴザイマス、今茲ニ具體的ニ述べル案ハゴザイマセウガ、政府ニ於キマシテハ十分御調查ニナッテ居ルサウデスカラ、是ハ吾々議員ニ於キマシテハ、此建議ヲ速ニ容レテ提案シテ貰ヒタイト云フノアリマス

○大戸復三郎君 免ニ角其邊ノ趣意デスカラ、ドウカ……

○恆松隆慶君 免ニ角委員付託ニシテ、十分調査セシムル必要ガアルト思ヒマス、讀長指名九名ノ委員ニ付託セラレントヲ願ミマス

○早速整爾君 サウスルト宿屋ヲスル料理屋ヲスルモノニ、金ヲ吳レルト云フ趣意デカス

○大戸復三郎君 免ニ角其邊ノ趣意デスカラ、ドウカ……

○議長(杉田定一君) 恒松君ノ議長指名九名ノ委員ニ付託スルト云フ說ニ反対ガアリマスルテ採決致シマス、恒松君ノ說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○起立者 多數 起立者 多數

○議長(杉田定一君) 多數 — 恒松君ノ說ノ通決シマシタ — 報告ガアリマス

(書記朗讀)

## 一貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

一關東都督府及駐國駐劄軍陸軍軍法會議法案  
一政府ハ市制改正法律案町村制改正法律案ヲ撤回シタル旨貴族院ヨリ通牒アリ

一議員ヨリ提出セラレタル建議案左ノ如シ  
一國語及字音假名遣ニ關スル建議案

一花井卓藏君ヨリ對韓政第三關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ  
(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

對韓政策ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也  
明治四十年三月二十三日 提出者 花井 卓藏 賛成者 小川 平吉

## 對韓政策ニ關スル質問主意書

外三十二名

一、關稅同盟ハ保護關係當然ノ結果ナリトハ國際法上ノ先例之ヲ證明セリ政府ハ何故ニ日韓兩國ノ關稅ヲ撤廢スルコト能ハサルヤ

二、韓兩國ノ關稅撤廢ヲ斷行スルコト能ハサルヤ

三、帝國カ韓國ニ於テ有スル政治上軍事上及經濟上卓絶ナル利益竝ニ帝國カ其利益ヲ擁護増進スルニ必要ナル指導監理及保護ノ權利アルコトハ日英協約ノ承認セル所ナリ政府ハ何故ニ關稅同盟ヲ斷行シ是等利益權利ノ鞏固ヲ保持セサル四、兩國ヲ結合スル利益共通ノ主義ヲ鞏固ナラシムヘシトハ日韓協約ノ根本義ナリ五、政府ハ何故ニ經濟共通ノ障壁タル關稅ヲ撤廢シ利益共通ノ主義ヲ一貫セサルヤ視セントスルモノニ似タリ政府ハ何故ニ卓越權ヲ辭讓スルノ態度ヲ採ルヤ又何故ニ國際法上竝條約上保護ノ關係ヲ否定セントスルヤ

右及質問候也

○議長(杉田定一君) 議長指名ノ委員、及次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時五十一 分散會

谷中村枉法破壞ニ關スル島田二郎君ノ質問參考書

〔參照〕

訴願書

平民農

訴願人

田政五郎  
外三十七名

明治三十九年四月二十一日下都賀郡谷中村長職務管掌下都賀郡書記鈴木豊三ガ訴願人島田政五郎外三十七人ニ對シ發シタル各徵稅令書ハ之ヲ取消スト御裁決相成度候

下都賀郡谷中村明治三十九年度歳入出豫算表申歳入ノ部合計ヲ閲スルニ金六万七千〇八拾參圓六拾貳錢貳厘トアリ又歳出合計ヲ閲スルニ金壹百六拾九圓貳拾參錢トアリ右歳入金ヨリ歳出金ヲ除クトキハ其差金六万六千九百拾四圓參拾九錢貳厘ニ相成候而シテ下都賀郡谷中村長職務管掌下都賀郡書記鈴木豊三ガ明治三十九年四月十五日ノ同村會ニ提出シ可決相成タル第二號議案中下都賀郡谷中村負債ノ部ヲ見ルニ「一金六萬六千九百拾四圓參拾九錢貳厘ニ右ノ債務ハ財産ヲ處分シ其不足額金貳千參百圓ハ村稅ニ賦課徵收シ以テ此際整理スルモノトス」トアリ果シテ然ラバ右不足金ト稱スル金貳千參百圓ハ谷中村稅戶別割段別割トシテ賦課徵收スルガ爲ニ徵稅令書ヲ發シタルコトハ明カナル事實ナリトス今下都賀郡谷中村債ナリト稱スル金額中最モ不法ト認ムルモノヲ左ニ列記シ以テ該金額ハ當然谷中村ノ負擔ニ屬スベキモノナルヤ否ヤヲ辯セントス

第一點 第一號ノ金五万圓ハ當時谷中村助役大野東一ガ株式會社日本勸業銀行ヨリ借受ケ之ヲ上都賀郡清洲村六字久能安生頤四郎ニ預入レ其後明治三十四年中當時ノ谷中村長茂呂近助ガ該預金五万圓ノ中金壹万圓ヲ安生ヨリ受取テ更ニ之ヲ茨城縣猿島郡古河町丸山義一二預ケ入レタルモノニシテ右金額ハ何レモ谷中村收入役ニ於テ受領シタル證跡ナキハ明治三十二年度谷中村收入簿ニ其受入ヲ登記シタル事實ナキニ徵シテ明カナリ

掌ルトアリ案スルニ例へ町村會カ借入ヲ議決シテ適法ニ其借入ヲ爲シタリトスルモ其金員ヲ町村ノ收入トシテ收入役が受領スルニ非レハ其債務ニ對シテ町村ガ責任ヲ負フヘキモノニアラサルコトハ大審院第一民事部明治三十六年四月十一日言渡三五〇第六六二號江草村對真部千代造貸金請求事件ニ關スル判決ノ明示スル處ナリ果シテ然ラハ谷中村債ナリト稱スル第一號ノ金五万圓ハ前述ノ事由ニヨリ村民ノ貢納スヘキ義務ナキヤ明白ナリ

第二點 第二號乃至第九號合計金壹千五百七拾圓ハ明治三十三年十月十六日谷中村臨時村會ニ於テ議決シタル議事錄ニ記載シアル如ク谷中村地内ノ堤防擴築請願費ノ名義ノ下ニ借入レタルモノニシテ其實ハ加藤伊右衛門・加藤惣吉・染宮太三郎・田中徳次郎・田中明之進・義呈甚苦等ガ堤防擴築ノ重助ヲ爲シ

タル費用ノ手控ヲ算出シテ恰カモ之等ノ者ガ谷中村ニ對シテ債權ヲ有スルカ如ク裝ヒタルモノニシテ決シテ真正ノ村債ニアラザルナリ

町村制第八十八條ニ依レバ「町村ハ其必要ナル支出及從前法律命令ニ依リテ賦課セラレ又ハ將來法律  
勅令ニ依リテ賦課セラルル 支出ヲ負擔スルノ義務アリ」トノ明文ヲ存ス案スルニ町村ハ自治ノ主體ナ  
ルヲ以テ其行政上支出ヲ要スヘキ項目ニ就テハ當然負擔ノ義務ヲ有スレモ必要ナル行政費以外ノ壬

ノニ關シテハ町村トシテ其支出ヲ負擔スルノ義務ナキモノトス既ニ支出ノ義務ナシトセハ之ニ關スル債務ノ辨済ニ就テ町村民ノ負擔ニ應スル義務ナキハ論ヲ俟タス殊ニ況ヤ從來ノ行政實例ハ明カニ其證

左ヲ示セルモノアルニ於テオヤ果シテ然ラハ谷中村債ナリト稱スル 第二號乃至第九號合計金壹千五百七拾圓ノ町村行政上必要ナル支出ニ非ルヲ以テ例ヘ帳簿上收支ノ登記アリトスルモ前述ノ事由ニヨリ

村民ノ負擔スヘキ義務ナキヤ明白ナリ  
第一參點 第拾壹號ニ金壹千六百五拾圓ヲ島村島三郎ニ對スル負債ナルカ如キモ其實同人ヨリ借入レタ

案スルノ二信宿ノ事に就キテ、アガルノ事有リ。但シ不<sup>レ</sup>ニ有ミテノ、アガルノ事ナリ。實ヲ有ス非レハ、之ヲ<sup>レ</sup>申セテ、アガルノ事ナリ。又<sup>レ</sup>、アガルノ事ナリ。此ノ事ナレ。貢福トイフヘカラズ、又<sup>レ</sup>履行スヘキ義務ノ名ヲ存スルニ非レハ、之ヲ稱シアル。故ナル貢福ト云フヘ。

カラス今島村島三郎ニ對スル賃借ニ就テ之ヲ考フルニ債権者ノ地位ニアル同人ハ厘毛タモ谷中村ニ對シテ貸渡シタルコト無シト明言シ末ダ管テ其返済ノコトヲ豫想セサルニ拘ハラス債権者ノ地位ニアリ

谷中村ニ匪毛ダモ借受ケタルコトナキ同人ニ對シテ返還ノ義務アリト爲スニ至リテハ其矛盾不條理明ル言ヲ俟タス是レ寃ニ償權ノ實ナク債務ノ名ナキ虛構空無ノモノト云ハサルヘカラス果シテ然ラハ谷

中村憲ナリト稱スル第拾壹號ノ金壹千六百五拾圓ハ前述ノ事由ニヨリ村民ノ負擔スヘキ義務ナキヤ明白也

之フ要スルニ以上三點ニ於テ論シタル金五万爹千貳百貳拾圓ノ村償ハ谷中村民ニ於テ負擔スルノ義務ナキモノナルヲ以テ其辨済ニ充ツル爲ニ町村税トシテ賦課シタルハ不當ノ甚シキモノナルニ付茲ニ本

説題ラ 挑起到傳  
立證  
第一第二二同點ニ就テハ蓋谷中寸公薄ヲ以テ立登シ第三點ニ就テハ甲乙丙成登ヲ以テ之登士矣

第一卷 第二章 附屬書類

一、聽取書(甲號證)及債權讓受證書(乙號證)寫  
以上

明治三十九年七月十九日  
右訴願人

政五郎  
梅吉  
佐山田島  
竹澤呂松右衛門  
幸次郎  
竹澤見  
平五郎  
釣藏  
間明田  
川島伊三郎  
仙彌  
染宮與三郎  
川島伊勢五郎

岩下落合幸藏  
竹岩下翠  
八五庄謙  
篠崎高田  
仙又次吉  
水菴呂  
彌藤彦市  
岩下茂波  
藤三元吉  
元吉

官報號外 明治四十年三月二十四日

衆議院議事速記録第一十號 質問ニ關スル参考書



第二 收入役死亡或ハ退職シ後任者就職迄ノ間ハ町村會ノ指定ニ委シ市町村長又ハ助役市參事會

主務省ノ決定及通牒並ニ訴願裁決ノ事由ハ既ニ前記二項ノ實例ヲ示セリ更ニ翻テ之ヲ市制町村制理由ニ鑑ルモ收入役ノ事務ヲ單獨ニ分離セシメタルハ要スルニ收支命令者ト實地ノ出納者トヲ分離獨立セシメント欲スルニアリ故ニ收入役ノ事務ヲ町村長ニ委任スルハ本制ノ敢テ希望スル所ニ非シテ此ノ如キ場合ハ極メテ罕ナル可シトノ説明ヲ下セルヲ見ルナリ

案スルニ收入役ノ權限ハ出納事務上嚴ニ收文命令者ト獨立ノ地歩ヲ有シ町村長助役ト相並ヒテ自治行政ニ參與スルハ町村制ノ明定スル處タリ而シテ若シ收入役ニ缺員ヲ生シタル時ハ町村會ノ指定ヲ待テテ之ヲ町長又ハ助役ニ委任シ以テ假ニ執務者ヲ設クルコトヲ得ルモノトセリ是レ素ヨリ町村制ノ本旨ニアラスト雖モ行政機關ノ運轉ヲ圓滑ナシメンカ爲ニ窮迫ノ策トシテ之ヲ認タルニ過キサルナリ故ヲ以テ收入役缺員ノ場合ニ於テ町村長又ハ助役ヲシテ假ニ執務者タラシムルニ就テハ須ラク之ヲ町村會ノ指定ニ待チ以テ町村長又ハ助役タル地位ニ於テ收入役ノ事務ヲ管掌スル所謂兼任ノ資格ヲ明カニシタル後ニ非レハ二者ノ職掌混同シテ責任ノ歸屬スル處爲ニ曠昧タラサルヲ得ス助役大野東一株式會社日本勸業銀行ヨリ金五萬圓ヲ借入レタル當時ノ事務ニ徵ベルニ大野東一ハ單ニ助役タル名義ヲ以テ借入ヲ契約シ助役タル資格ヲ以テ收入ノ事務ヲ管掌シタルモノナルカ故ニ是レ只一個ノ助役トシテ漫然收入役ノ權限ヲ侵犯シタルノ行動ニ止マリ町村收入ノ上ニ何等適法ノ效果ヲ生スモノニ非然ルニ原裁決ハ監督官廳ニ於テ助役大野東一カ金五萬圓受領ノ事務ヲ管掌スルノ行動ヲ默認シタルモノト論スルモノ何等根底ナキ理由ト言ハサル可カラス抑モ一個ノ職務ヲ有スルモノカ他ノ獨立ナリ一個ノ權限ニ立入りテ不適法ノ行動ヲ執ルニ際シ之カ監督官廳タルモノハ果シテ能ク默認ノ下ニ看過シテ可ナランヤ斯クノ如キ場合ニ於テ默認ノ義務ヲ認メタル法條果シテ何レニ存スル歟

退イテ之ヲ考フルニ新タニ町村ノ負債ハ事理ノ兩面ヨリ觀察シテ不正不當ノ甚シキモノナリト論斷セサル可ラス然ルニ原裁決ガ毫モ違法ノ點ナキモノト認メタルハ訴願人等ノ不服ニ堪ヘサル處也

第三點 加藤伊右衛門外七名力谷中村ニ貸付ケタリト稱スル會計金壹千五百七拾圓ハ既ニ原訴願第二點ニ於テ申立テタルカ如ク全ク假裝ノ債權ニ過キサルノミナラズ町村行政上必要ナル支出ニ非ルヲ以テ例ヒ帳簿上收支ノ登記アリトスルモ村民ノ負擔スル義務ナキハ疑フ容レサル處ナリ然ルニ金五萬圓ノ村債ヲ起ス

ニ就テハ同年度ニ於テ何等村會ノ議決ヲ經タルコトナク又何等監督官廳ノ許可ヲ受ケタルコトナシ斯出ナリト云フニアリ

案スルニ町村制第八十八條ニ依ル必要ナル支出トハ町村行政上必需ノ費用ニシテ隨時事務ニ要スル費用トハ自ラ別異ナリトス是レ從來ノ行政實例ニ於テ明カニ其證左ヲ示セル處ナリ故ニ堤防擁築請願運動費ノ如キハ寧ロ隨時事務ニ屬スルモノニ非ス全ク虛構ノ債權ニ過キサルナリ此點ニ關シテハ同人カ提供セルキモノニ非ス果シテ然ダハ之ヲ日シテ違法ニ非スト論スル原裁決ハ訴願人等ノ到底服從スルコト能ハサ

處ナリ

第四點 原訴願第三點ニ於テ論シタルカ如ク金壹千六百五拾圓ハ島村島三郎ニ對スル負債ナルカ如キモ其實同人ヨリ借入レタルモノニ非ス全ク虛構ノ債權ニ過キサルナリ此點ニ關シテハ同人カ提供セル證明書ニ徵シテ瞭然又疑ラ存スルノ餘地ナシ是ヲ以テ原裁決ヲ論旨ニ向テハ全然服從スルコト能ハサ

ルナリ

不服ノ程度及訴願ヲ爲ス旨ノ陳述  
以上四點ニ於テ論シタルカ如ク金五萬參千貳百貳拾圓ノ村債ハ谷中村民ニ於テ負擔スルノ義務ナキモノナルニ拘ハラズ原裁決ニ於テ之ヲ認シタルハ失當ノ甚シキモノナルニ因リ不服ノ訴願ヲ提起シタルニ下都賀郡參事會カ法律ヲ曲解シテ之ヲ却下シタルハ訴願人等ノ到底服スル能ハサル處ナルニ付更ニ事由ヲ開陳シテ及訴願候ニ尙原訴願事由ノ補加ニ供シ申候

立證

第一第二第三ノ兩點ニ就テハ舊谷中村公簿ヲ以テ立證シ第四點ニ就テハ證明書ヲ以テ立證可仕候

證明書寫

壹通

一 裁決書

壹通

一 郡第二號處分書

壹通

一 代理委任狀

壹通

明治四十年二月二十二日

右訴願人

島田 政五郎印 小川 長三郎印 宮内 勇次印 川島伊勢五郎印 水野 常三郎印

竹澤 鈞藏印 竹澤 幸次郎印 間明田 采次郎印

染宮 重五郎印 佐山 梅吉印 茂呂松右衛門印 染宮 與三郎印

渡邊 長輔印 茂呂 マサ印 鶴見 平五郎印 染宮 庄助印 間明田 仙彌印

水野 彦市

(水野第三號代印)

右訴願人兼總代

島田 染藏印 高田 仙次郎印 島田 熊吉印

板木縣參事會

板木縣知事中山巳代藏殿

證明書(寫)

拙者ヨリ谷中法人ニ對シ明治三十七年六月二十四日金五拾圓ヲ貸與セシモ明治三十四年五月二十三日付ヲ以テ谷中村自治ニ對シ金壹千六百五拾圓ヲ支出セシ覺毛頭無之ニ付此段堅ク證明候也

明治三十九年八月三十日

右寫ノ通ニ候也

明治四十年二月二十二日

訴願人總代

島田 染藏

高田 仙次郎

島田 熊吉

委任狀

自分等、島田藏藏、高田仙次郎、島田熊吉ノ三名ヲ代理人ト定メ左ノ行爲ヲ委任ス

一自分等ヨリ板木縣參事會ニ向テノア提起スル村稅賦課ニ對スル訴願ニ就キ訴願書ヲ提出シ之ニ關スル必要ノ行爲ヲナスノ件

但明治三十九年十月十三日付第二二四六號下都賀郡藤岡町長森宗吉カ訴願人タル自分等ニ對シテ

爲シタル裁決ニ對シ不服ノ訴願ヲ下都賀郡參事會ニ提起シタル處同參事會ハ明治四十年二月六日付郡第二號ヲ以テ該訴願ニ對シ却下處分ヲ爲シタルニ付更ニ板木縣參事會ニ向ヒテ不服ノ訴願ヲ

爲スノ件

一本件ニ付複代理人選任ノ件

右代理委任候也

明治四十年二月二十二日

島田 政五郎印 伏山 梅吉印 染宮 重五郎印 茂呂松右衛門印 小川 長三郎印

染宮 與三郎印 宮内 勇次印 竹澤 庄藏印 川島伊勢五郎印 渡邊 長輔印

水野 常三郎印 茂呂 マサ印 竹澤 鈞藏印 鶴見 平五郎印 竹澤 勇吉印

染宮 庄助印 竹澤 房藏印 間明田 仙彌印 竹澤 幸次郎印 水野 彦市

(水野第三號代印)



臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要スルハ町村制第百二十六條ノ規定スル所ナリ而シテ金五万圓ヲ株式會社日

本勸業銀行ヨリ借入タルハ實ニ明治三十二年五月二十三日ノ事ニ屬ス然ルニ金五万圓ノ村債ヲ起スニ號テハ同年度ニ於テ何等村會ノ議決フ經タルコトナク又何等監督官廳ノ許可ヲ受ケタルコト無シ斯ノ如キノ貢償果シテ適法ナル村債ト稱スルヲ得ル歟

之ヲ要スルニ金五万圓ノ村債ハ事理ハ兩面ヨリ觀察シテ不正不當ノ甚シキモノナリト論斷セサルヲ得スルニ原裁決カ毫モ違法ノ點ナキモノト認メタルハ訴願人等ノ不服ニ堪ヘサル處ナリ

第二點 加藤伊右衛門外七名カ谷中村ニ貸付ケタリト稱スル合計金一千五百七十圓ハ既ニ原訴願第二點ニ於テ申立タルカ如ク全ク假裝ノ債權ニ過キサルノミナラス町村行政上必要ナル支出ニ非ルヲ以テ例セ帳簿上收支ノ登記アリトスルモ村民ノ負擔スル義務ナキハ疑ラ容レサル處ナリ然ルニ原裁決ニ依レハ其債務ノ原因ハ町村公共事務ノ爲ナルカ故ニ之ニ要スル支出ハ町村制第八十八條ニ所謂必要支出ナリト云フニ在リ

案スルニ町村制第八十八條ニ依ル必要ナル支出トハ町村行政上必需ノ費用ニシテ隨時事務ニ要スル費用トハ自ラ別異ナリトス是從來ノ行政實例ニ於テ明カニ其證左示セル處タリ故ニ堤防擴築請願費ノ如キハ寧ロ隨時事務ニ屬スルモノニシテ一村自治ノ上ニ及ホス效果ハ何等法律的禍東ラ生スヘキモノニアラス果シテ然ラハ之ヲ目シテ違法ニ非スト論スル原裁決ハ訴願人等ノ到底服從スル能ハサル處ナリ

第三點 原訴願第三點ニ於テ論シタル如ク金壹千六百五拾圓ハ島村島三郎ニ對スル負債ナルカ如キモニ拘ハラス原裁決ニ於テ之ヲ是認シタルハ失當ノ甚タシキモノニシテ全部不服ナルニ付更ニ事由ヲ開明書ニ徵シテ瞭然又疑ラ存スルノ餘地ナシ是ヲ以テ原裁決ノ論旨ニ向テハ全然服從スル能ハサルナリ

不服ノ程度及訴願ヲ爲ス旨ノ陳述  
以上三點ニ於テ論シタル金五万三千二百二十圓ノ村債ハ谷中村民ニ於テ負擔スルノ義務ナキモノナルニ拘ハラス原裁決ニ於テ之ヲ是認シタルハ失當ノ甚タシキモノニシテ全部不服ナルニ付更ニ事由ヲ開明書ニ徵シテ及訴願候尙ラ存スルノ餘地ナシ是ヲ以テ原裁決ノ論旨ニ向テハ全然服從スル能ハサルナリ

其實同人ヨリ借入レタルモノニ非ス全ク虛構ノ債權ニ過キサルナリ此點ニ關シテハ同人カ提供セル證明書ニ徵シテ瞭然又疑ラ存スルノ餘地ナシ是ヲ以テ原裁決ノ論旨ニ向テハ全然服從スル能ハサルナリ

#### 不謬ノ程度及訴願ヲ爲ス旨ノ陳述

明治三十九年十一月八日

島田 政五郎印 魏見 平五郎印 鈴谷 民藏印 川島伊勢五郎印 小川 長三郎印

佐山 梅吉印 竹澤 房藏印 竹澤 幸次郎印 竹澤 勇吉印 竹澤 錄藏印

間明田 兼郎印 間明田 仙彌印 高田 常三郎印 間明田 重五郎印 染宮 與三郎印

染宮 庄助印 間明田 兼次郎印 間明田 仙彌印 竹澤 房藏印 竹澤 幸次郎印

高田 仙次郎印 高田 彦市印 高田 針谷 民藏印 水野 常三郎印 竹澤 庄藏印

水野 彦市印 高田 仙次郎印 水野 常三郎印 竹澤 庄藏印

水野 常三郎印 高田 仙次郎印 水野 常三郎印 竹澤 庄藏印

仍ナ町村制第五條ニ依リ審査ヲ遂ニタル處第一訴願人等ハ町村ノ收入トナルヘキ給付特ニ金錢ハ收入役ノ受領ヲ以テ必要條件ト爲スカ故ニ助役ノ受領ハ法シテ町村ノ收入ニ非スト云フモ、ソハ收入役ノ存スル場合ニ於テ然ルノミ若シ收入役ニ缺員ヲ生ジ町村制第七十一條ノ事務ヲ掌ルモノナキトキハ監督官廳ニ於テ適宜之ガ措置ヲ爲スモ決シテ達法ノ處分ニ非ズ。谷中村助役大野東一力株式會社日本勸業銀行ヨリ金五万圓ヲ受領シタル當時ハ收入役及村長ニ欽負ヲ生ジタル時ナリシヲ以テ此際若シ收入役ノ事務ヲ管掌スルモノナカラシカ町村ノ行政機關ハ忽チ休止セサルヲ得スサレバ監督官廳ハ助役大

野東一ヲシテ事實上收入役ノ事務ヲ管掌セシムルコトヲ默認シ以テ行政機關ノ運轉ニ障礙ナカラシメタルモノナルカ故ニ助役大野東一ハ假令收入役ノ職ニアラスト雖モ收入役ノ事務中金五万圓受領ノ事務ヲ管掌スルニ於テ毫モ違法ノ點ナキモノト認ム從テ谷中村カ之ニ要スル費用ノ一部ヲ村稅三賦課シタルハ適法ナリトス、第二訴願人等ハ加藤伊右衛門外七名カ谷中村ニ貸付ケタル金千五百七拾圓ハ假裝ノモノナリトナスモ當時ノ議事錄及債務證書ニ徵スル時ハ何レモ適法タルノミナラズ議決ノ内容モ亦堤防擴築ニ關スル費用ナルカ故ニ谷中村ノ公共事務ニ要スル費用タルコト明白也假ニ該債權ハ當事者双方ノ虛偽ノ意志表示ニ過キストスルモノゾハ民法上ノ問題ナルカ故ニアラス民法上該法律行爲ハ明カニ虚偽表示ニシテ無効タルコト確定シタル後ニ非レハ谷中村ノ債務ハ消滅スルモノニ非サルヲ以テ其消滅以前ノ行爲ハ適法ナリ加フルニ其債務ノ原因ハ町村公共事務ノ爲ナルカ故ニニ要スル費用ハ町村制第十八條ニ所謂必要支出ナリ從テ谷中村カ之カ費用ノ一部ヲ村稅トシテ訴願人等ニ賦課シタルハ違法ニハ非ズ第三訴願人等ハ島村島三郎カ谷中村ニ對スル債權亦假裝債權ニ過キスト爲スモ第二點ト同様理由ニ依リ町村制第八十八條ニ矛盾スルモノニ非ス、就中訴願人等ガ提供スル乙號證ハ反テ谷中村カ債ノ務ヲ有スルコトヲ證スルニ非スマヤ假令島村島三郎ハ現實出資者ニアラスシテ眞ノ出資者ハ田中明ニ進ナリトスルモ、ソハ債權者内部ノ關係ナリ債權者内部關係ノ如何ハ決シテ債權ノ本質ヲ害スルモノニアラス故ニ若シ島村島三郎ハ眞ノ出資者ニアラストスレハ同人ハ只谷中村ニ對スル債權若シハ債權ノ物體ヲ更ニ田中明之進ニ無償譲渡ナスノ義務ヲ負フト云フニ過キス之カ爲メ谷中村ハ全然債務ヲ有セスト云フハ非也從テ谷中村カ之カ費用ノ一部ヲ村稅ニ賦課スルモ違法ニ非ス

右ノ理由ニ依リ裁決スルコト左ノ如シ  
明治三十九年四月二十一日下都賀郡谷中村長職務管掌下都賀郡書記鈴木豐三カ發シタル三十九年度元谷中村歲入村稅徵稅令書ハ取消スヘキ限ニアラス

明治三十九年十月十三日

一次ニ又其夜十時頃無提灯ニテ板木縣官吏左部產次郎が自宅ニ來リ財產ヲ賣ルベキ旨イロヘ強テ勸メタリ  
其後明治四十年一月十日夜一時頃矢張無提灯ニテ官吏左部產次郎來リ財產ヲ賣ルベシト色々八ヶ間敷道マリタリ  
右相違無之候ニ付證明候也

明治四十年一月二十一日

下都賀郡藤岡町大字内野  
萬呂 吉輔

父茂呂松左衛門代  
謹  
明書

明治四十一年一月九日夜十一時頃無提灯ニテ板木縣官吏左部產次郎田中與四郎來リ右左部產次郎曰ク村ノ殘民ニハ契約ガアルソーダガソノ約定ヲ破ルノハ易ク出來ル其方法ハ縣廳デシテヤル若シ裁判ニナレバ縣廳ガ之レコト引合テヤルカラソシナコトハ差支ナイカラ財產ヲ賣レト色々強テ迫マリタリ其後一月十三日夜矢張無提灯ニテ板木縣官吏左部產次郎田中與四郎來リ已ニ自宅ニテハ眠リタルトキ月ヲタキテ起ス其時ハ起キテ面會セザルヨリ右二人ハ直チニ歸リタリ

右相違無之付證明候也

明治四十年一月二十一日

下都賀郡藤岡町大字内野  
渡邊 長輔

謹  
明書

明治四十一年一月十九日後八時私借家ノ家茨城縣猿島郡古河町大字船戸町ニ板城縣官吏左部產次郎ナルモノ一人入來リ其方義ヲ板木縣官吏左部產次郎ト由者又々私留主中夜分姿照倉た子ニ對シ夫私ヲ周旋スル云々トクドク敷申サレナ當惑ノ折柄私歸宅致シレバ尙前言ヲ以テ私ヲ説惑強迫シテ其儀立歸レリ右證明候也

明治四十一年二月十一日

群馬縣邑樂郡大島村  
大澤 新八郎

謹  
明書

一明治三十九年四月頃舊谷中村大字内野茂呂松右衛門方ニテハ古刀二本盜マレタリ同年五月頃同所茂呂マサ獨リ居住セルニ毎夜ノ如ク泥棒體ノモノ來タリ脅シタリ當時谷中村大字下宮間明田桑次方集會ノ席上ニテ是泥棒ハ縣廳ノ廻シモノナリト云フ者アリ臨時立會巡查佐野某之ヲ聽キ止メテヨリ泥棒來ラス同年十二月ニ至ル板木縣官吏夜ル人民ノ家ニ來リ戸ヲ叩キ誘惑的威嚇ノ以テ家屋敷土地田畠ヲモ賣ルヘシト強ヘ又白晝隣村隣縣ノ惡供ヲ谷中村中ニ遊說セシメ人民ヲ誘惑的詐言ノ行爲ヲ勧セシム右相違無之證明候也

明治四十年一月二十一日

證明書

下都賀郡藤岡町大字内野  
茂呂松右衛門  
萬呂  
マサ

一明治三十九年十二月二十九日前九時頃藤岡町大字藤岡へ色々用アリテ出頭シタル所歸ル途中板木縣官吏左部產次郎田中與四郎が出テ用ガアルカラ一寸アソコマデ歸レトテ引返シ藤岡ノ料理店かどやニ引込ミ茨城縣古河町平民宮内喜平井ニ板木縣平民地村政次居リテ都合四人アリ先づ左部產次郎曰クアンナ老ヘタル親父ニハ相談セズトモ貴ヘガ押印デモナンデモ捺スベシソウスレバ縣廳ニ高ク買ハセルカラ賣ツタ方ガヨイデハナイカト色々勸メタルモ處ゼザルヨリ右四名ガ色々アト惡言ヲ云テ一時間程イヂメ居タリ